

令和2年度 三原市一般会計補正予算（第3号）の概要

1 補正予算

(単位：千円)

区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
一 般 会 計	62,667,200	206,800	62,874,000
特 別 会 計	23,270,640	—	23,270,640
企 業 会 計	12,198,117	—	12,198,117
計	98,135,957	206,800	98,342,757

2 補正予算の内訳

○ 一般会計

(A) 事業費の増に伴うもの (206,800 千円)

総務費 新型コロナウイルス感染症対応事業費 206,800 千円

総務費 総務管理費

新型コロナウイルス感染症対応事業【5,400千円】

妊婦給付金事業

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、感染防止のための出費の増加や妊娠継続及び安全安心な出産が脅かされているという精神的負担を強いられている妊婦に対し、一人1万円の給付金を支給する。

2 対象者

申請時に三原市の住民基本台帳に登録されている令和2年4月1日から令和3年3月31日までの妊婦又は産婦であり、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和2年4月1日から令和2年5月11日までの間に出産した者
- (2) 出産予定日が令和2年5月11日から令和3年3月31日までの者

3 対象見込数

500人

4 給付金の申請及び給付方法

- (1) 市から対象者宛てに申請書を郵送することを基本とするが、妊娠届出時において窓口で申請書を手交
- (2) 受給希望者は、申請書を市へ返送又は窓口へ持参
※委任状による代理者申請も可
- (3) 申請者が指定する口座に振込み

5 申請期限

令和2年9月30日まで

6 支給時期

令和2年6月下旬から10月下旬

総務費 総務管理費

新型コロナウイルス感染症対応事業【126,400千円】

1 子育て世帯臨時特別給付金事業 113,800千円

(1) 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組として、国の子育て世帯臨時特別給付金の給付を受ける対象者に対して、本市独自に給付額を上乗せ支給する。

(2) 支給対象者

対象児童に係る令和2年4月分（3月分含む。）の児童手当（本則給付）の受給者（本則給付：世帯主等が所得制限未満である世帯）

※ 国の子育て世帯臨時特別給付金支給対象者と同じ

(3) 対象児童見込数

11,100人

(4) 給付額

対象児童一人につき 1万円（国の給付金と合わせて2万円）

(5) 申請手続き

児童手当受給者は申請不要。ただし、給付を希望しない場合は、申し出（市からの通知到達から2週間程度）が必要。また、公務員については、所属庁が支給対象者であると証明した上で、本人が居住市町村に申請することが必要。

(6) 支給時期

準備が整い次第、できるだけ早い時期（6月下旬～7月中旬）

※国の子育て世帯臨時特別給付金と同日を予定

2 ひとり親世帯臨時特別給付金事業 12,600千円

(1) 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯のうち、特に貧困家庭の多いひとり親家庭等の生活を支援する本市独自の取組として、児童扶養手当を受給する世帯に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給する。

(2) 支給対象者

対象児童に係る令和2年4月分（3月分含む。）の児童扶養手当受給者（支給停止者除く）

(3) 対象児童

児童扶養手当の令和2年4月分の対象となる児童（3月分を含む※）

※令和2年3月31日で年齢到達により資格喪失となる満18歳児童を含む

(4) 対象児童見込数

1,200人

(5) 給付額

対象児童一人につき 1万円

(6) 申請手続き

申請不要。ただし、給付を希望しない場合は、申し出（市からの通知到達から2週間程度）が必要。

(7) 支給時期

準備が整い次第、できるだけ早い時期（7月上旬～7月中旬）

総務費 総務管理費

新型コロナウイルス感染症対応事業【75,000千円】

店舗賃借料補助事業

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休業や営業時間の短縮等の要請を受けたことにより売上減少等の影響を受けている市内の事業者に対して、店舗賃借料に対する補助を行うことにより、事業者の経営支援及び事業継続を図る。

2 補助対象者

市内の店舗を賃借している事業者で、次のいずれにも該当する者

- (1) 市内に本店を有する法人又は市内に住所を有する個人が行う事業であること（新規事業者は、緊急事態措置期間中（令和2年4月22日～5月6日）以前に開業している事業者）
- (2) 広島県感染拡大防止協力支援金の交付決定を受けた者
- (3) 継続して1年以上事業を行う者
- (4) 店舗所有者と事業者が生計同一者若しくは2親等以内の親族又は法人でないこと
- (5) 市税を滞納していない者
- (6) 他の補助事業（三原市中心市街地新規出店支援事業等）の交付対象期間中でないこと

3 補助金の額

店舗（駐車場を含む）の賃借料（共益費その他の経費を含む）の1/2以内で、月額5万円を限度とし、令和2年4月分から9月分までの間のうち連続した3か月分（上限15万円）

4 申請期間

令和2年5月中旬から令和2年8月末まで（補助金の振込みは5月下旬から順次）

5 事業費

上限額（月額）50千円×3か月×500件＝75,000千円